

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成26年1月29日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年1月29日(水曜日)

午前10時0分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

○国における新たな農業・農村政策の見直しと本県の対応について

①農地中間管理機構について

②経営所得安定対策等の見直しと本県の米政策の進め方について

○平成24年の農業産出額及び生産農業所得について

出席委員(8人)

委員長 田代国広

副委員長 緒方勇二

委員 村上寅美

委員 前川 收

委員 吉永和世

委員 西 聖一

委員 早田順一

委員 泉 広幸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

経営局長 濱田 義之

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 大石 二郎

森林局長 岡部 清志

水産局長 鎌賀 泰文

農林水産政策課長 田中 純二

団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

農地・農業振興課長 船越 宏樹

担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎

流通企画課長 西山 英樹

むらづくり課長 潮崎 昭二

農業技術課長 松尾 栄喜

農産課長 山中 典和

園芸課長 古場 潤一

畜産課長 矢野 利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野 憲一

技術管理課長 緒方 秀一

農地整備課長 小柳 倫太郎

森林整備課長 長崎屋 圭太

林業振興課長 小宮 康

森林保全課長 本田 良三

水産振興課長 平岡 政宏

漁港漁場整備課長 原田 高臣

全国豊

かな海づくり大会推進課長 平山 泉

農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾 伸明

政務調査課課長補佐 板橋 徳明

午前10時0分開議

○田代国広委員長 ただいまから第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部から報告の申し出が2項目あります。

報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて項目別に関係課長から説明をお願いし

ます。

○梅本農林水産部長 委員の皆様方、本年もどうぞよろしく御指導いただきますようお願いいたします。

本日は、報告案件2件をお願いをいたしております。

まず、国における新たな農業・農村政策の見直しと本県の対応についてということで、この中で2つございます。

1つが、さきの委員会で御報告申し上げました農地中間管理機構につきまして、骨格が固まってまいりましたので、その最新情報を御報告させていただきたいと思っております。

また、2つ目として、経営所得安定対策、米の対策につきまして大きな見直しが見直されておりますが、本県の米政策の進め方について御報告させていただきたいと思っております。

次に、2点目でございますけれども、平成24年の農業算出額及び生産農業所得についてでございます。昨年末に国が公表しました農業算出額や生産農業所得につきまして、本県の状況と分析結果を御報告申し上げます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。よろしく申し上げます。

まず、第1番目ですけど、農地中間管理機構について御説明します。

お手元の資料の1ページお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

農地中間管理機構につきましては、前回の委員会のほうで御報告させていただきました。今回、年末の臨時国会におきまして法律が成立したことと、年末にありましたんですけど、国のほうの25年度の緊急経済予算対策と26年度当初予算が、去る12月24日に閣議決定されましたので、大体制度が固まりました

ので御報告させていただきます。

最初に、1の農地中間管理機構の仕組みについてでございます。1ページでございます。

機構の整備・活用に当たりましては、法整備とか予算措置、それと現場の話がセットで推進することになっております。農地中間管理機構は都道府県に1つつくるということになっております。本県の場合ですと、県の農業公社を中間管理機構ということで指定すべく、現在準備を進めておるところでございます。

次に、この表の中の中ほどでございますが、農地中間管理機構につきまして、出し手から農地を借り受けまして、受け手に対して農地貸し出しとなっております。

②に記載してありますとおり、必要な場合につきましては、例えばあぜ倒しでございますとか、暗渠の整備等簡易な基盤整備によりまして、規格の拡大等を図りまして生産効率を上げて、ある程度農地まとめた形で担い手のほうに引き渡すということになっております。

また、最後の④でございますが、業務の一部の内容につきまして、市町村とかJA等に委託ができますということになっております。そういうことで、関係機関も総力で農地の集積を進めていくということでございます。

次の(2)でございますが、耕作放棄地対策の強化ということでございます。現在、耕作放棄地となっております農地のほかに、放っておきますとその予備軍と申しますか、そういった農地につきまして、農業委員会等の協力を得まして、機構に貸し出す意思があるかどうかの確認を行うことになっております。

次に、2ページをお願いします。

2ページのほうは、中間管理機構の目的でございます。人・農地プランにつきまして、一応昨年度から人・農地プラン始まっておりますけれども、人・農地プラン作成主体であ

ります市町村が現在話し合いを進めておりますけど、その中にいろんな課題が出てきております。

例えば、高齢者の方々がリタイヤするときに、誰に貸していいか非常に不安であるとか、それとか、集積はしているけども農地が飛び飛びになっている場合交換したいけど、誰か一応中間に立ってくれぬかとか、それと3つ目は、農地を貸したいけど、受け手そのものがないとかがあるということで、こういった場合に一応中間管理機構をつくって、信頼できる農地の中間的受け皿になろうということで進めていきたいということでございます。

次に、下から7行目に太字で書いてあります部分でございますけども、特に今回法律のほうで最終ランクに織り込まれましたのが、衆参両院の農林水産委員会におきまして法案が修正されまして、あくまでも人・農地プラン作成見直しの中で、定期的な現場の話し合いを大切にするとということになっています。

次に、3ページをお願いしたいと思います。

3ページにつきましては、機構の具体的な農地の借り受けとか貸し付けの手順と関係機関の役割について一応整備しております。

まず、機構の借り受け・貸し付けの手順ということですが、1番のほうで整備しますとおり、機構は定期的に農地の借り受け希望者の募集を行いまして、どれぐらいの農地を、どのぐらいの面積、何年程と書いてあるかなどを調べます。

次に、2番ですが、機構に預ける農地が出てきた時点で、貸し付け決定ルールに基づきまして、借り受け希望者との協議を経て貸し付けを進めております。

次に、3番ですが、貸し付け決定のルールなんですけども、知事の認可事項でありますけども、一応機構が作成いたします。あくまでも地域農業の発展に資することを基本に

しまして、さきの12月定例会のほうで、田代委員長さんのほうから御質問いただきましたときにお答えしたんですけども、機械とか必要となるのは資本装備が適当な水準であることを前提としまして、第1に、地域農業に貢献して将来を任せる人材であるかどうか、担い手であるかどうかということが1つ。2つ目が、分散している農地をまとめる、規模拡大することによる経営の効率化を図れるかどうかは2つ目です。3つ目が、地域の人・農地プランにおける位置づけなどを総合的に勘案してルールをつくっていくということ、機構のほうに求めてまいりたいと考えております。

次に、4ですが、下の列ですが、機構が一応貸し付け先を決定した場合農地利用配分計画をつくりますけども、それにつきまして県が認可・公表することで農地の利用権が移転します。したがって、登記が必要でないということになります。賃借権貸借の登記が必要ないということになります。

次に、一番下ですが、ここで機構にします市町村と農業委員会の役割について整理しております。市町村につきましては人・農地プランの作成主体でありまして、地域ごとに農地の出し手、農地の受け手を把握しております。

それとまた、農業委員会のほうが一番農地に関する情報を持っておられますので、一部の業務委託をと考えております。

次に、4ページをお願いしたいと思います。

最後のページでございますが、ここでは農地中間管理機構に係ります予算事業等を整理しております。関連予算としましては、全国ベースで補正ベースで400億円、当初で300億円、合計700億円が24日からの通常国会のほうに計上されております。

1番目が、機構の集積協力金でございます。253億円で全額国庫補助ということにな

っております。

この中の1番目の地域集積協力金でございますが、どちらかといいますと優遇措置と申しますか、インセンティブと申しますか、人・農地プラン、今現在つくっておられますけれども、市町村内の地域、例えば集落ごとに地域内の農地を一定以上中間管理機構に貸し付けた場合に、その貸し付けの割合に応じて、枠にありますとおり、例えば10アール当たり2万円から3万6,000円が地域に交付されるということで、例えば10ヘクタール、地域で頑張って集積しますと200万交付があるということでございます。段階あたりもございまして、さらに頑張ると、例えばその集落の中で半分以上を超えますと280万程度交付されるとか、そういった形になるかと思いません。

次に、個々の出し手に対する支援でございますが、これは従前からあったんですけども、経営転換協力金ということで、今回農業をリタイヤして中間管理機構に貸したいという場合につきまして、だんだんですけれども、例えば0.5ヘクタール以下ですと30万が一応交付されるというふうな制度でございます。

次が、2番の(2)番ですけど、耕作者集積協力金でございます。これは中間管理機構のほうに預けた人が隣におった場合、では自分もいっちょ加勢して協力しようかというときに交付される耕作者集積協力金でございます。

それと、一番下の段に書いてございますけど、農地中間管理機構の業務に対する支援でございます。②314億円ということになっております。これにつきましては、国の負担割合は10分の7ということで、地方負担が3割ということになっておりましたけれども、これを節約して、国のほうから定額で10分の7来ますので、それにあわせまして県のほうで節約すれば少なくするという形になっております。

それと、業務につきまして、滞留を防ぐために相当頑張りますと、国の負担は割合がかさ上げされる仕組みとなっております。

最下段の農地集積・集約化の基礎業務への支援の全額国庫補助でございます、最下段です。これにつきましては、例えば農業委員会の農地台帳の電子化に関する予算でございますとか、そういった費用につきまして全額国庫補助が出ますということでございます。

現在、一部県のほうでは所属の予算のほうで編成作業中でありますけれども、2月定例県議会のほうで御審議いただくよう事務を進めております。何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○山中農産課長 農産課でございます。

国の政策見直しに伴います国・県の米政策の推進の考え方ということで、報告をさせていただきます。

報告書②のほうを見ていただきたいというふうに思います。

まず、資料1ページをお願いいたします。

初めに、今回の見直しの主な内容でございますが、まず1つ目の丸でございます米の生産調整そのものが見直されます。5年後を目途に、行政の数量配分による需給調整から生産者等の判断による需給調整へということで、これまでの国が目標数量や目標面積を配分して米の計画生産を行うという方式を、平成29年度まででやめて、平成30年度以降は麦・大豆・飼料用米などの需要のある作物を振興して、農業者みずからの経営判断で作物を選択することによって、需要に応じた主食用米の生産が行われるような環境を整備するということとされております。

2つ目、3つ目、4つ目の丸でございますが、前回委員会でも御報告しておりますので、簡単に御説明いたします。

2つ目の丸でございますが、これは主食用

米の米に対しまして、これまで10アール1万5,000円が交付されておりましたが、26年度からは7,500円、そして30年度には廃止するというものでございます。

3つ目の丸につきましては、水田活用の直接支払交付金、これが一部、いわゆる転作奨励金的なものでございますが、これが一部見直されます。特に、米粉や飼料用の米につきまして、これまで10アール当たり8万円ということで一律に交付されておりましたものが、今後は収穫量に応じまして、5万5,000円から最高10万5,000円が支払われるという制度になります。

最後の丸につきましては、日本型直接支払制度の創設ということでございます。これまでの農地水保全管理支払いを見直しまして、新たに多面的機能の維持・発揮を図るための直接支払制度が創設されます。水田につきましては、農地維持支払いとして10アール3,000円、それから資源向上支払いということで10アール2,400円、合計5,400円が交付されることとなります。

これらの見直しが行われた場合の影響につきましては、前回、2ページでございますけれども、平均的な集落につきまして、国と同じような条件で試算を行った場合ということで報告をさせていただきました。主食用米から飼料用米に一部転換をしたり、あるいは作付水田を活用して飼料用米に転換する、あるいは日本型直接支払いに取り組むことで集落全体として得られます所得としては、あるいは国からの交付金を合わせた金額は増加するという結果で御報告させていただいたところでございます。

これらを受けまして、本県といたしまして、今後の米及び水田農業についてはどのように進めるかということでございますが、資料3ページと4ページをお願いいたします。

まず、下の4ページのほうですね、先にござんいただければというふうに思います。

今回の見直しによりまして、どういう状況が生まれるかということを整理いたしております。

左上に記載しておりますとおり、政策転換によりまして、いよいよ自由に米をつくることができる時代となります。

その下に、全国的な情勢（懸念）ということで、現時点では量的にも知名度的にも圧倒的に力のあります東北、北海道、新潟、こういった北日本の米どころが生産を拡大するのではないかと、そして西日本にも北日本の米が流れ込んでくるのではないかと、県産米の販売シェアがかなり圧迫を受けるような懸念がございます。

そして、その下に記載しておりますとおり、一方では、熊本の米につきましては食味ランキングで日本一を獲得いたしまして、それ以来全国から注目を浴びておりまして、販売攻勢をかける上では強みもございます。

資料の真ん中の四角のところ、北海道、東北、新潟の米の作付面積を記載しておりますけれども、本県の作付面積が3万7,500ヘクタールでございますので、各県の生産量が非常に大きいことは御想像いただけると思います。

この地域を合計いたしますと、ちょっと小さいですけれども円グラフでお示ししておりますが、現在でも全国の需要量の4割をこの地域で生産しております。

さらに、この地域の潜在的な米の生産力といたしますと、水田面積から計算いたしますと、全国の需要量の7割を生産する力がございます。既にこれまでにない現象として、昨年の秋以降、こうした地域からの九州も含めたところへの販売活動が活発になっているという状況がございます。

こうした状況を受けまして、資料の下のほうに記載しておりますけれども、本県におきましてはトップグレードの主食用の米から、米粉用や飼料用などの食用以外の米まで、多

様なニーズに対応した米つくりを既に進めているところでございます。

また、販売面におきましても、これまでほぼ北日本の産地で占められておりました首都圏への販売・展開ですとか、輸出に向けた取り組みも行っておりますが、これらの取り組みを着実に進めることとあわせて、今回の新たな政策を十分に活用しまして、稲作所得の最大化につなげていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そのような中で、本県の米、それから水田などに関する施策をどのように進めるかということでございますが、資料3ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

まず、施策の方向性としまして、1つ目の丸でございますが、不作付地の解消と水田のフル活用を推進することが基本であると考えております。これまでも水田の利用促進に努めてまいりまして、全体の利用率としましては、全国の水準をかなり上回る利用が行われておりますけれども、それでもまだ2,800ヘクタール余り不作付の水田が残っております。そこで、今回支援が充実されました米粉用米、飼料用米の支援措置などを活用いたしまして、これらの不作付地状態を解消し、水田のフル活用を進めてまいります。

1つ目でございますが、主食用米、米粉用米、飼料用米などの多様なニーズに対応した産地づくりを、立地条件に応じて推進することでございます。

主食用米につきましては、平成29年度までは国からの生産数量目標が示されますので、この着実な生産を確保してまいります。

また、米粉用米、飼料用米につきましては、現在886ヘクタールの作付がございしますが、今後不作付水田への作付推進と主食用米の生産数量の減少を転換することによりまして、平成29年には3,200ヘクタールまで作付を拡大しますとともに、できるだけ県内の

利用を推進してまいりたいというふうに考えております。

3つ目の丸でございますが、担い手への農地集積、それから集約化による生産コスト削減を進めるということでございます。米のニーズが非常に多様化しております中、低価格米につきましても当然コスト削減が課題になりますけれども、それ以外の米につきましても、所得の最大化とそれから競争力を強化するという面からは、販売価格にかかわらず、すべての米の生産におきましてコスト削減を追求することが必要であります。

そのため、特にコストの半分以上を占めております農機具費ですとか労働費、この削減がポイントとなりますので、先ほどの中間管理機構の活用も含めまして、農地集積による規模拡大とあわせて面的な集約化を進めて、機械の効率的な利用と省力化ができるように進めてまいります。

目標とするコスト削減値といたしましては、当面は3割を目標といたしますが、最終的に目指すところは、これは条件の整った地域ということになりますけれども、5割削減まで目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

4つ目の丸でございますが、食味ランキング日本一の強みを生かしたトップグレード米の産地形成と国内外への販路拡大でございます。今後ますます激しくなります産地間競争を勝ち抜くために、高品質でおいしい米づくりを推進し、熊本の米の認知度向上と輸出を含む販売促進に力を入れてまいります。

次に、これらのことを進める上での課題を、下のほうに記載をいたしております。

まず、1つ目の丸では、主食用米の消費拡大ということでございます。ニーズが多様化しておりますものの基本は主食用米でございますので、この消費拡大につきましては、今後とも引き続き力を入れていかなければなりません。

2つ目の丸でございます。米粉用・飼料用米のさらなる需要拡大ということでございます。米粉用・飼料用米につきましては生産拡大を進めることとしておりますので、あわせて例えば学校給食での米粉パンの需要拡大ですとか、畜産関係の方々との連携などによりまして、生産に見合う量を確保していく必要がございます。

3つ目の丸ですけれども、生産者への的確な需給情報の提供と主体性の尊重ということでございます。平成30年には、生産者の自主的な判断による需給調整に供されることが見込まれておりますので、その判断材料となるように、主食用米あるいは米粉用、飼料用の用途ごとの的確な需給情報を提供して、生産者の方々が主体性を持って作物を選択できるようにしていく必要があるというふうに考えております。

そして、4つ目でございますが、需要に応じた生産・流通・利用体制の構築でございます。今回、米粉用・飼料用米の生産拡大を図る上では、例えば多収性品種の種子の確保ですとか、地域条件に応じた省力低コスト栽培技術の導入ですとか、いろいろな米をつくれますので、異品種混入防止のための機械や施設の再編、さらには飼料用米の低コスト流通に必要な施設等の整備、こういったものにつきましても、状況に応じて整備を図る必要があるというふうに考えております。

資料5ページをごらんいただきたいと思っております。

ここまで御説明をしましてまいりました方向で、米に関する施策を推進することによりまして、4年後にどのような水田の活用の姿を想定するかということ、図でお示ししております。

上のグラフが現状で、下が4年後の姿ということでございます。

左端の主食用米につきましては、1,100ヘクタール余りの減少が見込まれますので、そ

の部分と、それから真ん中あたりに網掛けをしておりますが不作付水田2,800ヘクタール、この半分程度を米粉用米や飼料用米の生産に向けまして、先ほど申し上げました3,200ヘクタール、これを目標に進めてまいりたいということと、一部は加工用米等の生産にも活用していくというふうに考えております。

なお、麦・大豆につきましても、需要に見合う生産確保をしますとともに、WCS用稲につきましても、ここ数年面積の大きな増減もございませんし、需給も一応安定していると思えますので、ここでは現状維持程度ということで考えております。

以上のような考えで、今後の水田の活用と稲作所得確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料6ページでございます。

ここからは今回の見直しに伴います対応試算ということで、これは農家段階での試算を行いましたので、報告をさせていただきます。

今後、農家の皆さんが個別に経営判断をされる際の参考にしていただくということを念頭に置きまして、農家の段階では新たな制度をどのように活用すれば現状と変わらない所得を確保できるのかと、そういう視点で試算を行ったものでございますので、報告をさせていただきます。

まず、試算の前提条件等について、簡単に御説明いたします。

まず、経営類型につきましては、(1)でございますが、一応試算を行う経営類型といたしましては土地利用型経営ということで、水稲と麦・大豆を生産する経営と、それから複合経営の代表ということで、施設型として水稲と施設園芸の類型で試算を行いました。

(2)では、中山間地域と平たん地域ではかなり規模の差がございますので、それぞれの平均的な面積ということで、中山間地域では

水田120アール、平たん地域では230アールとして試算を行っております。

(3)でございますが、土地利用型経営では、特に経営規模による対応の仕方に差が出てまいりますので、5ヘクタール、20ヘクタール、60ヘクタールと3段階での試算を行っております。

次に、下の欄で試算の前提条件を記載しております。

まず、(1)につきましては、先ほど御説明しました経営所得安定対策の交付単価を使ったということでございます。主食用米につきましては、10アール1万5,000円が7,500円に、それから飼料用米につきましては、先ほどの金額に耕畜連携の助成というのが別に1万3,000円ございますので、11万3,000円になる、現状9万3,000円が11万8,000円になるということで計算をいたしております。

(2)につきましては、日本型直接支払い制度で交付されます交付金の単価ということで、農地・水保全管理支払いの10アール4,400円が、見直し後は5,400円になるという前提で試算をいたしました。

それから、(3)でございますが、主食用米、飼料用米の販売収入につきましては、記載の収量単価で試算をいたしております。

それから(4)では、費用につきましては、農業所得を試算する際の農業経営について記載をいたしております。

以上の前提条件によりまして試算しました結果を、7ページと8ページにお示ししております。

まず、7ページでございますが、一番左は中山間地域の平均的な土地利用型経営の場合、それから真ん中が平たん地域の平均的な土地利用型経営、右側が複合経営の代表としまして、米と施設園芸の類型ということで並べております。

それぞれの類型につきましては棒グラフが2本ございますが、左側が制度見直し前の所

得、右側が、新たな制度をどのように活用すれば見直し前の所得と同水準になるかということを示したものでございます。

3類型とも、新たな制度を活用して、主食用の米から一定面積を飼料用米に転換することと、水田全体で日本型直接支払いに取り組むということとして試算を行ったものでございます。

その結果としまして、現状の所得水準を維持するためには、日本型直接支払いの取り組みに加えまして、最低どれだけ飼料用米に転換する必要があるかということ、グラフの吹き出しの形で面積を記載いたしまして、グラフの下の二重線で飾った四角の中に、転換の割合をお示ししております。

まず、最低必要な主食用米からの転換面積といたしましては、中山間地域では9アール、それから平たん地域では21アール、施設型も平たん地域と想定しておりますので同じく21アールということになっております。率で申し上げますと、中山間地域が、グラフの下に記載しておりますが12.5%、平たん地域が15%、施設型が15%ということになりました。

次に、8ページでは、土地利用型農業の場合に規模による対応の比率が変わってまいりますので、これも集落営農ですとか大規模経営の場合の判断資料として試算を行っております。

グラフは、左から5ヘクタール、20ヘクタール、60ヘクタール、そういう並びでございますが、記載しております内容は先ほどの個別経営の場合と同様でございます。

まずは、必要な転換面積につきましては吹き出しの中に記載しておりますが、5ヘクタール規模でありますと82アール、0.82ヘクタールということになります。20ヘクタール規模になりますと408アール、4.08ヘクタールということになります。60ヘクタールになりますと1,670アールということで、同じく16.

75ヘクタール、転換率でいきますと、グラフの下に書いておられますとおり、それぞれ16.4%、20.4%、27.9%という結果になっております。

7ページのこの累計も含めまして、あくまでも見直された制度だけを活用して所得を確保する場合の試算でございますが、農家の今後の経営判断の材料の一つとして提示してまいりたいというふうに考えております。

農産課は以上でございます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

平成24年度の農業算出額及び生産農業所得につきまして御報告いたします。

資料は、常任委員会報告資料の括弧書きに書いております「平成24年の農業算出額及び生産農業所得」についてでございます。

1ページをお願いいたします。

まず、この統計は、国が農業生産の実態を把握し、農政の企画・立案等の基礎資料とするために行っているものでございます。

1ページの1定義のところでございますが、農業算出額は1年間に生産出荷された農産物の販売額でございます。農業算出額から経費を引いて補助金を加算したものが生産農業所得となります。

2の農業算出額のところでございます。右の表のとおり、平成24年の本県の農業算出額は3,245億円で、前年に比べ132億円、4.2%の増加となっております。ここ3年は連続の増加となっております。

その内訳を見ますと、部門別では、野菜が1,176億円で全体の36%、続きまして畜産が949億円で29%、米が450億円で14%を占めております。なお、野菜と畜産その他で3分の1ずつを占めており、本県農業の特徴である多彩な営農を示しております。あとは、品目別では、米、トマト、肉用牛、生乳、豚の順となっております。

全国の順位につきましては、全国で5位、九州では鹿児島県に次ぐ2位となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

農業算出額の増加の要因としましては、米、野菜、果実の価格が比較的高値であったことから、23年に比べまして、米で41億円、野菜で111億円、果実で12億円の増加となっております。

特に、米は、九州北部豪雨や日照不足の影響で作柄がやや不良となりましたが、近年の高品質・良食味米生産の取り組みや、東日本大震災以降の本県産米への需要の高まりにより価格が上昇しております。また、野菜につきましては、寒波等により全国的な品薄により高値となりました。中でも、全国1位を誇りますトマトにつきましては400億円を突破し、前年に比べ106億円の大幅な伸びとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の生産農業所得のところでございますが、1,134億円で、前年に比べ70億円、6.6%の増加となっております。また、生産農業所得が農業算出額に占める割合は35%となっております。

右のほうに全国順位を書いていますけど、全国で4位、九州で1位という状況でございます。

5の稼げる農林水産業のさらなる推進についてでございます。生産農業所得は県全体の農業所得をあらわしておりまして、稼げる農林水産業を目指す本県としても大事な仕事として位置づけております。

今後とも豊かな農林水産業を実現し、持続可能で元気な農山漁村を築くために、農地集積や担い手の経営力強化などの施策のさらなる加速化を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 農地中間管理機構についてお伺いしたいと思います。

予算関連というんですか、補助金関連の話で今説明をいただきましたが、ちょっとわかりにくかったので、改めて確認させていただきたいんですが、機構への農地の出し手に対する支援ということで、4ページに、2の中に(1)(2)ということになります。例えば集積する側ですね、1番ですね、地域集積協力金、10ヘクタールの全体面積の中で例えば4ヘクタール、つまり5割ですね、言うなら4割ですね、すれば10アール当たり2万円ということですから、掛ける80万か、四二が八十、これが集落、交付対象者というのは地域と書いてありますけども、これは（集落など）と書いてありますけど、ここが集落に行くだろうということですね。

同じ中間管理機構に貸された4ヘクタールが、その集落内にある集落営農組織、既にきちんと組織化されていて、集落営農組織に貸し出された場合、その場合は今度は中間管理機構から営農集落組織に対しても2万円の交付、10アール当たり、反当2万円の交付が行くのか。

それから、貸した側に対しては、今度は2番の(1)のほうですけれども、2ヘクタールを超えるんで1戸当たり70万、これ1人で貸したかどうかは別としても、例えばこの4ヘクタールを1人で貸したという仮定をすれば70万行くという感覚でいいのかなと思って。しかも、その方が、集落営農組織にも入っている方だという、そういうケースはこれから我々が今推進しようとしている構図から考えると、農地集積頑張っやりましようと言っているのに、その上で集落営農もやっやりましようと言っているわけですね。

だから、農地を集積して別によその人に貸

する必要はないわけで、集落営農組織があれば当然その集落営農組織のほうに貸しましよう。多分一番我々から想定すればいいパターンになるんじゃないかと思う。その際、そういったお金の動きがどうなるのかをきちんと説明できないとなかなか難しいと思いますし、これだけ書いてあるんだから、ケーススタディーで、今みたいなどの説明はできませんか。

同じ集落内でこれだけ貸しましたと、農家1戸がね。その人にその土地を集落営農組織が今度は貸し出したと。農地管理機構に貸したやつを、今度は農地管理機構から集落営農組織に貸したと。集落営農組織に対して幾ら行き、その人も集落営農組織に入っている人、入ってちゃだめなのかな、その辺も含めて説明いただければお願いします。

○船越農地・農業振興課長 おっしゃるとおり、今細部について国のほうも相当詰めている段階ではあるんですけども、ここにあります地域集積協力金ということで、一定の集落、一応ゾーンを区切りまして、その全体の地域の農地を分母としまして、一応何割くらいか中間管理機構を通したかということでございます。

そういうことで、ここにあります単価のとおりですけれども、御質問にありました例えば集落営農組織に貸す形でありますけれども、自分も集落組織に入っている場合とか、こういった場合は交付があるのかなのかというのが1点。

例えば、普通ですと、農業を一応自分はリタイヤして法人に貸すとか、これはオーケーだと思うんですけど、これはできる、できないということでちょっとあと一回整理しまして広めていきたいと考えています。

○前川収委員 まだあつと……。

○船越農地・農業振興課長 別にありました個々に出す支援でございますけど、個々にありますのは経営転換交付金でございますので、例えば退職して農業から身を引いて後継者の方に貸すとか、そんな場合でございますとか、施設園芸等例えば米作をやっています、米作のほうを法人に貸すとか、他人に貸す場合について一応公募がございますということで、そういった場合にここにありまして、30万、50万、70万が交付されるということでございます。そういった幾多の条件がついております。

○前川収委員 まだよくわかってないのかなと思いますけど、例えば後のほうでおっしゃったリタイヤしますということであっても、その方の地権者は、多分登記上の地権者はその人で、その人がリタイヤして、登記を移転しなくても、息子さんに事業は継承しますと、つまり農業は譲りますといった場合、貸し手はお父さん、リタイヤするお父さんが農地管理機構に貸しましょうと、借り手は集落営農組織内にいる息子さんということも十分考えられるわけですね。わかりますか、私が言っているのは。

○船越農地・農業振興課長 はい、わかります。

○前川収委員 つまり、何が言いたいかといいますと、農地管理機構をどんどん頑張ってもらいたいと思っています。思っていますけど、同時に、農地の集積をしたって、どこまでやったって、今度は受け手がないとこれは動かないわけですから、受け手で我々が今頑張っておるのは、皆さんもそうでしょうけど、やっぱり集落営農組織があって、それが発展的にネットワーク大津みたいな大きな——これは株式になってもいいわけですけど、そういったものも発展的につくっ

ていこうというときに、そこに上手につながるものじゃないと、例えば集落営農組織であれば交付金は出しませんよと言え、その瞬間から誰も中間管理機構なんて使わないという話になるわけでしょう。

それは両方来たほうがいいわけですから、そういうことをちゃんとシミュレーションして、国の制度はもうできていると思うんですけど、ちゃんと調べて——発聞かれますよ、私だってすぐに聞かれますもん。地元の集落に入っていくときに、ぜひ農地は中間管理機構に貸してくださいと。いや、今集落営農組織に貸しているんだと。いやいやそれはいいんですと。いいけど、一旦中間管理機構に貸してもらって、その上でこっちから今度は集落営農組織が借りたほうが、皆さんにとっては多分プラスになると思いますよというふうに、今私はまだ言っているんですけど、まだその詳細がきちんと固まらないうちでうそ言っちゃいかぬから、多分これだったら大丈夫だろうと思いますけど、非常に大きなポイントだと思いますので、そこは何か確信ありますか。

○濱田経営局長 経営局でございます。

今、前川委員から御指摘がございましたとおり、これまでも農地中間管理機構の活用については、地域営農組織でまるごとの集落の農地を維持しながら将来的に持続的にやっていこうというのが、我々の一番理想の姿というのは、そこは確かなことでございます。こういった制度設計の際にも、うちのこういった立場は常に国に申し上げてきました。結果的にそのような地域の維持というのができるような形での最終的には設計になったと思っています。

ただ、今委員から御指摘がありましたような詳細について、これはまだ今は詰め段階でございます。特に、制度上は集落営農組織を非常に有益にといいますか、活用できる仕

組みにはなっているものの、今のインセンティブをどう使うかという具体的な詳細なところ、我々もきっちり今から詰めていかなければいけないというふうに思っています。

今度の予算でもまた大きな額を上げていくことになると思いますので、そこは早急に詰めてケーススタディーをしながらやっていきたいというふうに思っていますので、しばらく御猶予をいただきたいと思います。

○前川収委員 ぜひきちっとやってください。最悪のパターンでいくと、今集落営農組織に貸している人たちが、それがもし認められないという話になったら、わざわざ中間管理機構に貸して、そして外から、地域以外から例えば会社が参入してくるとか、いろんな地域とは違う人たちにわざわざ貸したほうが有利になるみたいなことになると、そもそも論で我々が目指してきた、多分国も同じだろうと思えますけど、やっぱり集積しながら地域で営農していただくという、その構図が崩れてしまうということになると思いますので、そうならないようにしっかりシミュレーションし、そのシミュレーションの中でおかしな部分があればどんどん我々にも言っていただいて、国にも言っていただいて、今言っている我々の理想的な形、それがちゃんと成就できるようにお願いしたいと思えます。

○田代国広委員長 いいですか。中間管理機構について質疑ありますか。

○村上寅美委員 後のほうはちょっと関連するところもあるけど、いいですか。

○前川収委員 今の件はいいです。

○村上寅美委員 中間管理機構について、1ページに都道府県に1つと書いてあるね、中

間管理機構。都道府県に1つで、ずっと下に①②③④と覚書が書いてあるけど、中間管理機構が借り受けるという形になっておるけど、システムはわかるけど、中間管理機構は都道府県に1つというが、どういう構成で、そしてここが借り受けるというけど、県に1つしかない、それを出先でどういう形でこれを利用するのかということについてちょっと聞きたいんだけど、基本的なこと。

○船越農地・農業振興課長 中間管理機構につきましては都道府県に1つずつということで、これは法律のほうで条件づけられておまして、例えば県とか市町村、公共団体の一応2分の1以上、集積のために出資している公益法人ということになっておりますので、したがいまして各県ともそうなんですけども、都道府県ごと1つあるのを農業公社が受けるという形になるかと思っています。

それと、一番大事な機関と思うんですけど、そう申しましても、手数が非常に足りないということは間違いないと思います。ところが、本県の場合としても、これまでもそうなんですけど、市町村とか農業委員会とか特にJAさん、相当頑張っていただいて集積を今までやってきましたので、こういった特に御指摘なさったとおりでですけど、相当の業務量を業務委託せにやいかぬという考え方。

例えば、面談でございますとか、説明でございまして、どこまで業務委託するかということになるかと思うんですけど、そういった形で相当皆さんと連携しないととてもじゃないがうちはやっていけないということで、昨年来情報あたりありますので、できる限り会議を重ねて、4月1日からスタートできるように今準備を進めているところです。

○村上寅美委員 本来の中間管理機構を県に1つという、このメンバー構成をどういうふうに考えているのかというのが私の質問で

す。

それから、市町村それからJA、この存在ということで、今課長が言うたように、とてもじゃない相当な人的なこと、それから処理的なことに対してあれだから、どうせ下部組織というか、そういうことでおろしていくんだらうということで、今熊本県が、あなたたちが考えている構成メンバーというのは、どういうところで組もうとしているんですかということをお聞きしているわけよ。

それと、県に1つの中の構成メンバー、そもそも構成メンバーあたりでどういう運営を、どういうメンバー構成で組織的に運営していくのかという、基本的なスタートの段階のことをちょっと聞いておるから、ほかとはな、まだ今……。

○船越農地・農業振興課長 今、組織も相当準備しておりますけども、もともと農業公社そのものが、例えばJAさんでございますとか、土地改良のメンバーでございますと、県・市町村、各団体の一応の出資金でできた組織でございます。例えば理事さんでございますとか評議員でございまして、各団体からトップの方々に入っております。

そういうことで運営しております、今後組織的に法律の中に定めてありますとおりなんですけど、過去に例えば農業経営のあった、こういった経営感覚のある方も入れなさいということになっていまして、そういった形で、極端に言いまして集積にかかわりません、各団体から集まっていた理事で構成しているというふうに考えています。

○村上寅美委員 そこはわかった。農業公社をメインとして考えるということね。

○船越農地・農業振興課長 そうです。

○村上寅美委員 そうすると下部は、それをどこに委託するの。

○船越農地・農業振興課長 業務委託ということで、今のところは考えておりますのが、市町村でございますとかJAさん、例えば電子化とか、そういった仕事によっては土地改良連合会、みどりネットの多分電子関係のほうに委託するとかということで、現在農業公社に出資していただいております団体に相当業務委託と申しますか、連携してやっていくことになるかと思っております。

○村上寅美委員 わかりました。それでは、そしたらちょっと前川委員とも絡むんだけど、集落農業あたりで、要するに集落農業でやる人は誰なのかと、そして集落には集落の人は限られているわけね。そうすると、結局基盤整備とか、そういうことをしないことには人は減ってくる、人は減ってくるけどボリュームはふえてくる、営農する人たちはふえてくる、担い手を中心よね。

だから、その辺のところではこれは梅本部長、やっぱり受け皿を、借り手がないと、貸すけど借り手がないというようなことでは困るから、受け皿をぴしゃっと面整備を、受け皿の整備を推進することが肝要ではないかというふうには私は思うんですけど、どうですか。

○梅本農林水産部長 委員の御指摘のとおりで、農地を集めたらそれをそのまま受け手に出せるかということ、そうではないと思います。実態としては、ある程度まとめたり、それから条件整備を、基盤整備を一定程度する必要があると思いますので、そういう機能もこの農地集団管理機構の中に打ち込んであります、考え方として。その予算措置もある程度されるということになっております。そこを見きわめた上で、プラスこれまでの農業振興局によります基盤整備をやってきておりま

すので、そういう仕事も一緒に抱き合わせてやることによって、受け手が条件整備された土地を受けやすいような形にしていくことが必要だと思っております。

○村上寅美委員 委員長、最後に。それで、立派なことを国も県もつくるけど、利用度合いが少なかったら意味がないでしょう、つくっても実行しないことには。実行するということは、生産者が喜ぶような、自分は後継者もないから、団体営農なら団体営農のその基盤整備をつかった農業法人なら農業法人、集落営農なら集落営農のそのグループに貸し付けると、貸すよと、そこがしっかりしたものをつくって進めないと、おれたちはつくったから、するかせぬかはお前たちの農家の考え方だと。もちろんそうだよ。そうだけど、そこをつかったならば、つくったルールを国でも県でも積極的に対応してもらいたいということを、要望でよかです、要望しときますから、担当課長あたりは積極的に地域に、あるいはJAに対しても、指導を強力にやってもらいたいということを要望しときます。

○田代国広委員長 ほかに中間管理機構について質疑はありませんか。

○泉広幸委員 例えば、個人から田んぼを借りるということで、しかしながら組織営農が借り得るわけですが、その中でどうしても米はいいんですけども、その後作というか、やっぱり麦あたりをつくりたい、野菜をつくりたいというときに、排水対策が悪いとか、そういう土地がかなり多いんですよ。そういった場合にも予算的にはできるわけですか、排水対策。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

基盤整備のほうにつきましては、中間管理機構と連携した形で今回制度改正がされております。特に、中心経営体といわれる今後の農業をやってくれる方に一定以上の集積が集まると、それに対して促進費というものが出ます。これによって、通常平たん地であれば農家負担が12.5%ございますが、例えば中心経営体に85%以上の集積をして、かつ面的に集積も8割以上あれば12.5%の促進費が出ると、実質的には農家負担がゼロになるといったような、こういう制度改正もございますので、こういったものも組み合わせながら進めていきたいと考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

では、次に進みます。次の項について何か質問ございませんか。

○西聖一委員 経営所得安定対策等見直しの資料の3ページの、新たな米対策の対応の件で、施策の方向性の中に、丸の上から3つ目で、生産コストの3割削減、最終的には5割削減目標と掲げてありますけど、私は少し強過ぎる気がしているんですけど、現時点からいつまでに3割も削減できる、単なるスケールメリットだけじゃ3割削減とは思ってはいないんですけども、何かあるんですか。

○山中農産課長 農産課でございます。

委員おっしゃるとおり、思い切った数字だというふうに思います。ただ、これは可能性があるかということと、そこまでは必要があるかということと両方あると思うんですけども、可能性につきましてはいろいろ試算をやりまして、規模拡大ということが基本になりますけども、3割、5割というのは、3割は委員も御承知のとおりだと思いますけども、かなり可能性のある実現可能な目標です。5割につきましても、今までの機械化体系を見直して、中型から大型にするとか、面積をも

う少し大きくするということが、条件を整えば可能だという試算ができましたので、そこはやはり最終目標として据えておきたいというふうに考えております。

また、国の生産費調査が毎年米についてございますが、全国で800戸ぐらい個別に、幾ら生産にかかっているかという調査があるんですけども、それを見てみますと、現在でも60キロに直しますと8,000円台で生産している方が全国にはおられます。そうしますと、現在1ヘクタール規模ですと1万6,000円、7,000円、8,000円かかっておるわけですので、それからいきますと現実的にもやり方によっては可能であるというふうに考えておりますし、国の試験研究機関でそういったことに向けての研究も行われておりますが、これもコストを半減するという目標でやっておりますので、実現の可能性としては、これはもちろん立地条件がかなり制約がありますけども、可能な目標だというふうに思っております。

それから、そこまでやる必要があるかということにつきましては、国自体が10年後に4割削減ということを目標として掲げております。これを考えますと、本県としましては、競争力をつけるという意味では、一歩先を行くような目標を掲げる必要があるんじゃないかという気持ちもございますし、もう一つ、TPP等の試算を見ましても、海外から入ってくる米が大体7,000円で算定されておりますので、やはり2分の1コスト削減ということに向けてできるところは取り組んでいく必要がある、という気持ちを込めてこういう目標を掲げました。

いつまでにやるかというところについて、この5割削減を最終的にというふうにしておりますけども、これには少し時間がかかる部分があると思いますので、国が10年後というふうに言っておりますので、そのあたりまでにはということですが、はつき

り何年というところまでは決めてはおりません。

3割削減につきましては、この方向性そのものが29年度までの4年間の考え方ということでございますので、これも全ての農家の生産コスト3割ということではありませんけれども、できるところ個人で規模拡大をされたり、あるいは地域の組織で集団で栽培されたりということを実現していったら、この3割削減を実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

○西聖一委員 目標は高く掲げるべきですけども、やっぱり現実に即して現場なんかも踏まえた上で、着実なところでやっていただきたい。余り大風呂敷を広げ過ぎるとか、そういうふうなことにはならないようにぜひともお願いをしたいと思います。

○早田順一委員 4ページなんですけども、そこに「自由に米を作れる時代が迫っている（米戦国時代の予感）」と書いてありますけども、例えば熊本の米というのが食味ランキング今1位で、東日本大震災等の影響で米が売れているというふうなことでありますけども、要はよその東北あたりもやっぱり力強く米を売ってくる、よその県も売ってくるというふうに思います。また、海外からもひょっとしたら攻めてくるかもしれません。

そういった中で、例えば米をつくっても余り採算がとれない、ほかの作物に変えようとなったときに、熊本というのは非常に施設園芸というのが盛んでありますけども、そちらのほうに影響してくるんじゃないかなという心配もしておりますけども、その点はいかがですか。

○山中農産課長 施設園芸のほうに集まり過ぎていくということですが……

○早田順一委員 単価が下がりやせぬかなという……。

○山中農産課長 一応米政策の考え方としましては、特に主食用米につきましては少しずつ減ってきますけども、今国から29年まで割り当てられる数量がございますが、そこはしっかりつくっていききたいということになりますので、今の見通しとしますと、今3万7,500ヘクタール主食用米作付しておりますが、推計しますと1,000ヘクタール強ぐらいの減少だと思えます。

したがって、それがすべて施設園芸の仕事、一部はあるかもしれませんが、推進の考え方としましては、米粉用米、飼料用米、これを中心に進めていきたいというふうに考えておりますので、何もかもが園芸作物に、これは農家の経営判断なんでやってみないとわからないところがありますけども、県の考え方としましては、米粉用米、飼料用米、これを中心に推進していききたいということで考えております。

○早田順一委員 ということは、施設園芸のほうには影響は今のところ出ないということですね。

○山中農産課長 例えば、野菜が過剰生産になるような、そういうことにはならないようにしなければならぬと思います。

○早田順一委員 何かその対策というか、そういうのは何かあるんですか。

○山中農産課長 水田ですので、何が一番やりやすいかという、やっぱり水をためてくれる水稲なわけです。ですから、その優位性をしっかり説明をして、こちらのほうの取り組みを進めていきたいというふうに思いま

す。

○前川収委員 いいですか。米政策の話で、今早田さんもおっしゃったけど、戦国時代の予感という前提があるわけですね。多分、北のほうは裏作がなかなかできない、米中心ということでしょうから、今もシェア大きいんですけど、もっと北のほうがシェア拡大するだろうという前提で7ページ、8ページに類型ごとの対応試算というものがされています。

これはかなり優等生の試算だろうと私は思っているわけです。なぜかという、熊本県の戦略が余り見えないなという感じがします。というのは、要するにこれだけ減らしましょうと、食用米は減らしていきますということがきちっと前提になって、今までと変わらない収入というんですか、生産高を上げるためには、これだけの転換が必要だというシミュレーションですね、それはそういう前提でシミュレーションなさっていらっしゃっているわけですから、それはやむを得ないと思います。

しかし、そもそも食味米日本一といって米で売っていけというふうな話があるなら、これは優等生でこういうこともできますということはあってもいいけど、熊本県が戦略的に米で売っていくという気持ちがあるとしたら、これはベーシックなものとして置いてもいいけれども、もう一つ戦略性に富んだ主食用米を熊本は減らさないと言っていいわけです。

何で日本一うまい米がある県が、米の生産を減す、主食米の生産を減らさなければいけないんだと、うまい米みんな食べた方がいいじゃないか、高い米を売ったほうがいいだろうというのは、これから先の私たちも含めてですけど、いわゆる減反政策で調整をしてくて、みんな従順にそれを守ってきた優等生・熊本県、これはいいことです。そのことは全

く否定しません。

ただ、それがなくなるという前提であれば、国の指示に従う必要はないし、国は指示しないとやっているわけですから、熊本県として米を中心としてどうやって米を売るか、つくらせる、売る前提はもちろん、つくっていくかということ、そのことがもう一方ではやっぱりあっていいんじゃないかなと私は思っています、その証拠にといっちはいかぬですけど、この試算を見れば結果として日本型手続支払い制度、これを増額されるということですけど、これがふえる分でバランスなんです、全部。6類型書いてありますが、一番上を見ていただいて、囲みの中の下の数字ですね。一番上の左側が739と744と、これは1,000円単位でいけば5,000円ふえますよという話ですたいね。

しかし、その中に直接支払い制度というのが乗ってきているから、ここでやっとならばバランスです。全部ですよ。何とか減らないようには数字的にはなっています。でも、その間は全部国のまた直接支払い制度というのをぼんと入れないとなかなか難しい。入れないと減っていますね、どの数字も。入れてバランスですね。入れて余り変わらないということにしかなくていいので、これは例えば今から同じ生産高を確保していく上において、さっきおっしゃった効率化によって経費削減と、これはまた置いといて、生産高を上げていくという前提から見たときには、あなたは今主食用米はこれだけつくっているけど、これだけ減らしてくださいと、そしてこれを減らした分を飼料用米であったり、それから米粉用米であったりに変えてくださいという試算で、そうしてもこのくらいではちゃんとバランスしますから今と変わらないから大丈夫ですよという話だろうと思います。

それはそれで必要でしょう。しかし、あれはやっぱり熊本県の農政として見たときには、東北、北海道がどんどん攻めてくるから

という前提もあるならば、こっちだって攻めていくと、たくさん米つくっていいじゃないかと、熊本の米はおいしいんだと。そのことはそれとして、もちろん県だけで決めるわけにはいけないと思いますけども、農業団体、農家の皆さんの気持ちも聞きながら、米生産のときの条件がいい地域でありますと、だったら米生産、主食用米をもっと積極的につくりますということ、別に北海道と東北だけに言わせる必要はないわけで、九州はそんなことを言っちゃいかぬとか、熊本はそんなことを言うちゃだめだとかいうのは、何にも決めても、誰も決めてないわけですから、それは自由ですよ。

だからこそ、熊本県が県全体の農政のリーダーという農政、やっぱりリーダーシップをとっていくという前提では、もうちょっと何か戦略的で積極的な米生産というものも、今すぐ言えとかつくれとかじゃないんだけど、それもやっぱり少し頭には置いておくべきだと思いますが、そこは部長いかがでしょうか。

○梅本農林水産部長 3ページの一冊上に、施策の方向性として、きょうは4つをお示しをしております、3ページの一冊上の四角の中で。その4番目の丸に、今まさに委員が御指摘の「食味ランキング日本一の強みを生かしたトップグレード米の産地形成」、これを国内外に、輸出も含めて打っていきますよということを書いております。

一方において、上のほうの1番目の丸には「不作付地の解消と水田のフル活用」、この2カ月ぐらいの間に農業団体も含めて議論いたしました、一応の柱だけはいたしました。今度はこれのメリハリを、あるいはどれを最優先として持っていくか、こういったことに踏み込んでいかなくてはいけないと思っております。

きょうの委員のお話、それから今までの全

体のお話をもって、農業団体とも話をさせていただいて、もっと戦略的に取り組んでいくことを、メリハリをつけること、そういうことをやっていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 お願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○泉広幸委員 ちょっとよかですか。1つだけちょっと教えていただきたいと思いますが、主食用米、米粉用米、飼料用米、さまざまなものがあるわけですが、熊本県で奨励している品種あたりが何かあるわけですか、米粉用と飼料米。

○山中農産課長 主食用米には幾つか品種があるのは御承知かと思いますが、米粉用それから飼料用につきましても2品種、一応県の奨励品種ということで指定をしている品種はございます。ただ、その後もいろんな品種が出ておりますので、現場ではほかにもいろいろつくってありますけれども、今のところ県としましてはミズホチカラという品種とそれから北陸193という品種を、奨励品種ということで指定をしております。

以上です。

○田代国広委員長 いいですか。

○泉広幸委員 はい。

○田代国広委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、その他で何かございませんか。

○前川収委員 これは農林水産常任委員会だけの話じゃないかもしれませんが、先ほど部

長の話にもありました補正予算の国会審議がいよいよ始まります。その後当初予算に入ってくると思いますが、補正予算対策について、これまでも補正予算についてはさまざま努力していただきながら、熊本県は他県に負けない政策を頑張ってきたと思います。それから、さっきの米政策の中にもあったように、要するに主食用米以外の作を奨励していくということになると、コンバインを分けたり、大型乾燥機械のラインを分けないと、要するに主食用とそれから他用途部分がまざるということがあってはならないわけで、そういう需要はたくさんある中で、これまでそういう施設についての補助もしっかり県のほうでは頑張ってもらいました。

もちろん、それでフルカバーができたとは私はまだ思っておりませんが、これからはそういう課題が出てくるだろうと思いますが、今回の、いわゆるそのとき一番我々が活用してきた、今回どういう名前か私知りませんが、前、地域の元気づくり交付金と、地域元気交付金と言っていたんですね、その交付金が今までは県を通じて利用者のほうに行っていたということですが、今回県には来なくて、全て市町村に行くということになっておりますので、こういうトータルの計画を県がつくっていく中で、何が必要だというのは県からはある程度見えているかもしれませんが、それに対して市町村が対応しているかどうかについて、主体はあくまで市町村だもんですから、やきもきしているところが少しあります、私自身が。必要なのに情報を知らないとか、手を挙げないとかということがあって、挙げても取れないなら仕方ないんですけど、そういう部分の何か全体的な計画の把握というのは、やっぱり市町村単位でやることは、全体として見えるところにあるのは、やっぱり熊本市じゃなくて熊本県ですよ、熊本県からしか見えないと思っておりますので、

その状況について何か情報を持っていらっしゃるならば教えていただければと思います。誰か、どこかわかりません。

○山中農産課長 農産課でございます。

昨年までは元気臨時交付金大変活用させていただいて、基盤整備、施設整備等非常に進みましたけれども、今回は市町村にどういふふうな措置がされているかということでございますが、詳細は承知しておりませんのでわかりませんが、例えば私どものところの強い農業づくり交付金では、4地区ほど補正で手が挙がっておりますけれども、市町村からどうするということはまだ聞いておりません。

制度上どうなるかというところはまだはつきりしていないようですので、そのあたりは把握しながら情報提供をしていきたいというふうに思います。

○前川収委員 県は、農業政策というのを県全体で見ながら、エリアブロックで分けていきながらきっちり計画的につくっていけるという利点が県には強くあるわけで、市町村はミクロにしか見えない。小さい点でしか見えない。ところが、農業というのはそんなに市町村単位だけで切っていけるわけでもないし、主体として見たときに市町村がまたがっているところとか、現にJAというのはほとんど、市町村またがっているJAがほとんどなんです。

そういう複合的な市町村またがっているニーズが、果たして市町村で把握できるのかなというのを、非常に私は心配をいたしております。これはやっぱり市町村が権限を持った事業になったということは、制度上事実であることはよく承知しております。

とはいえ、やっぱり県が全体的な、必要ですよというアプローチまで含めて、おたくの地域にはこういうのが絶対必要ですよと、県が本当はやりたかったんだけど、今度は県に

なっていないから、例えばうちの大津と菊池にまたがるところがあっても、県のほうからアプローチしていただいて、大津と菊陽と一緒にこれは取り組まないですかと、県の農業から見たときにこのエリアにはこういうのが必要でしょうと、だからそれをやってほしいと、そこは市町村で頑張ってもらってほしい、県が応援しますという、そういうアプローチの仕方しか今回できないんだとは思いますが、ぜひそういうアプローチをしてもらわないと、制度はあってニーズもあるけど、結果としてできないという話になってしまえば、補正の意味もないし、本県農業をさっき言ったようにこれから新しい制度の中に取り組んでいく、例えば乾燥施設で言えば、主食用米とそれ以外の米というものでラインを分けなきゃいけないというニーズがあるんだということが、ちゃんと市町村がわかっているのかどうなのかというところが、私もちょっと不安があります、例えばですよ。

そういうこともありますので、ぜひそういうアプローチをしてをもらいたいと思いますが、そういう取り組みをなさっていらっしゃいますか。市町村だからわかりませんと言わないでください。

○渡辺生産局長 今まで市町村からも事業計画につきましてはヒアリングを受けながら、その妥当性、あるいは国にどうやってつなぐかということをやってまいりました。

委員御指摘のとおり、確かにまだ県にも情報が来っていない部分もありますから、市町村のほうにはそれ以上に来っていない部分があるかと思っておりますので、そのあたりにつきましては把握して、おっしゃるとおりアプローチあたりを指導しながらやっていきたいと思っております。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

○村上寅美委員 いいですか、今のに関連で。部長、政令指定都市になった熊本市に権限はほとんど委譲しているね、農林水産は残っておるけど。その他だから言うけど、今の話は、実際、県の課長を通じて資料をとりたと思ったからデータを要求したんです。そしたら、出せませんというわけ、出せません。そういう状況だから、これは知事部局とよく話をし、そしてせっかくトップ会談とか何とか、トップでは収まるような形になっているけど、下においてくる時点では市はほとんどおろさない。

だから、これは農業に関したことだけじゃないから、部長が、部長会議とか知事とのあれのとき、ぜひそういうのは県が、今の話と一緒に、これまでも県がやってきたということもあるけど、熊本県が、政令指定都市になったから、あるいはこの市町村は国が直接だからという形になったから県がデータを持たないということは、これは大体国もそれくらいは指導した上で、例えばアバウトのところは県に報告をして、そして市町村におろすというぐらいのことはあつてしかるべきだけど、何でこんなに県を外して市町村に規制緩和というような形でいろいろあれだろうけど、どうなのかね、その辺は。

○梅本農林水産部長 今委員のおっしゃったことは、まさに今お感じになっていることですので、そういう実態に近いものがあると思います。

熊本市につきましては、特段の配慮といたしますか、姿勢を持ってこれまで以上のことをよく話しながら、やっぱり時間も必要ですし、政令指定都市に移行してすぐですので、農政に対してのスタンスをとり、それを県と意見交換をよくしていきたいと思っております。

○村上寅美委員 それで、時間も必要という

が、これは基本的な話だから、基本的なやつはお互いに協力していこうということで政令指定都市になっているわけでしょうが。だから、その辺のところは、市町村とのコミュニケーションということは、これは義務的に協議会かなんかつくってそして相互協力しないと、市町村もマイナスだから、県が協力しないと。だから、この辺は県として取り上げて、市町村に対する指導要項と情報の公開あたりは、相互協力を大前提とするならば、そういう形で県として取り上げてもらいたいなというふうに強く感じるから、特に熊本市は、ほかのところは知らぬけど。要望しとく。

○前川収委員 ほかもあります。

○村上寅美委員 あるね。

○前川収委員 済みません、委員長いいですか。ほかもあるんですよ。市町村は、どちらかというとなんかそういう情報収集能力とか、能力と言っちゃいかぬけど、そもそもそういう経験が余りないから、すべて県を通じて今まで国の補助金をとるにしてもやっているわけですから、県がわからないと言われた瞬間に何もわからないと、直接国にパイプを持って国から直接市町村が全部聞きにいったら、これこそ制度上おかしな話になるわけで、そのために県はちゃんと広域行政として、中2階といわれながらもあるわけですから、そこはちゃんとその役割を果たしていかなければならないということです。

ですから、もう一つつけ加えて言うと、予算が、制度の要件がどうこう、こうこうということがあるときに、市町村でいけば、結果としてそれは決められたものに従わざるを得ないという話にしかならない。ただ、熊本県はこれまでそういうことはしていませんね。今までこういう要件、こういう制度になって

いますという国の話があったにしても、それはおかしいじゃないかと、制度を変えてほしい、要件を緩和してほしいと逆にこちらから働きかけをしてきたこともやってきた、現実にやってきた、それがなくなるだろうと思うんです。そこがとても困ることだし、また全体の情報がちゃんと見えないということも困ると思いますので、ちゃんと市町村にアプローチしてください。

○田代国広委員長 いいですか。

○吉永和世委員 ちょっと教えてほしいんですが、これまで緊急雇用対策ですか、農業の部分でもたしかあったというふうに思いますが、うちも利用させていただいて、地域の雇用もある程度確保できるし、受け手側も非常に便利でやりやすかったんですけど、その制度が今後なくなるという話も若干聞いているんですけど、その点はどういう形になりそうなんですか、もしわかれば教えてほしいんですけども。

○田中農林水産課政策長 農林水産政策課でございます。

緊急雇用のほうは今新しい形で出てきているのは、例えば新しく創業したところに雇った人の賃金あたりを出すというふうな緊急雇用の形がございます。

それと、既存のやつでまさしく失業対策というところで、これについては今どのような状況になっているか、私も十分には承知しておりませんので、労働関係課あたりにも話を聞きながら、また後ほどでも御説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉永和世委員 いい制度だと思うんで、できれば継続にしてもらいたいような形ができるならしていただきたいなというふうに思うんで、そこら辺県としていい制度だと思うんで

ったら、ぜひ国の方にも言っていただいて、維持できるようにしていただければというふうに思います。

○田中農林水産課政策長 今委員の御意見を含めまして、担当課あたりにおつなぎしたいと思います。一方で、雇用率のほうはかなりよくなっている事情もあるかというふう聞いていますので、そのあたりも含めてきょうの意見についてつなぎたいと考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 いいですか。農業委員会のかかわり方でちょっと教えてほしいんですが、今農業委員会の方とお話しすれば、メガソーラーのことばかりらしいんです。今回の中間管理機構の中で、不作付地や耕作放棄地の解消に向けてとかやっていくときに、本来の役割から、どうも将来の農村社会の景観が浮かんでこないんです。本来、ここは本当はメガソーラにならぬでしょうというような農村の計画の中で、そういうところしか許可が出ないんでしょう。けども、その事例が多過ぎて農業委員会が非常に困っておられると思うんですが、農政の大改革の元年で非常に農業委員会の皆さんの役割は大きくなると思うんですが、どういうふうな姿を農業委員会に求められて、市町村の農業委員会が受理した段階で県はそのまま通るんだろうと思いますが、今度4月の1日からたしか再生エネかなんかで、エネルギー再生、何か計画つくったらそのままいくわけですよ。

その姿をきちっとしてあげないと、将来的に減少社会になってコンパクトシティを目指す中で、そういう状態で農村地域社会はいいのかなと思うんですが、どういう姿を想像されていますか教えてください。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

今御指摘がございましたけど、平成21年に農地法の大改正ということがございました。それと、例の農振地域の農用地でございます、ここは守っていこうということで今やっています。

一昨年から太陽光発電について、スタート時点では例えば3種農地とか、地域に限れば一応許可できますとかいう形、できていたけども、副委員長おっしゃるとおり、一応地域、地域によっては、そういったメガソーラーというものを活用したような形で地域振興できないかとかあっています。ただ、法と申しますか決まりに一応のっって農業委員会のほうでは審査もしまして上がってくるんです。

4月1日スタートしますあれですけども、再生エネルギー法案が通りまして、市町村の判断で基本計画づくりまして、例えば今後使われることのないであろう耕作放棄地とか、そういった遊休地あたりにつきまして、市町村のほうで一応指定をして基本計画つくってゾーニングしたら、そこについて仮に申請があれば認めることもあり得るというふうな新法でございますけれども。

ただ、それにしましても、例えば農振・農用地とか、貴重な守るべき農地とか、そういったあくまで法律の中で動いていかざるを得ないという形はあります。

○前川収委員 おりないんでしょう。いいですか、関連で。要するに、市町村計画ができれば何でもオーケーだなんて誤解する人がいるんだけど、私もちょっと調べて課長とも話したことがあります、今守るべき農振法とか農振地内の農用地域というものは、仮に市町村がそういう計画をつくったとしても、農振法上解除できないということになっているから、結局できないんですね。

ですから、それは私はできるかできないかよりも、きちっと県内を統一することですよ。どこどこ市町村はよかった、ここはだめだったなんて言ってもらうのが一番困るわけで、私のところにも来ますよ、つくりたいからどがんかならぬですかと。それで、私必ずその地域がどういう規制がかかっている、できるかできないかの可能性があるのかどうかをまず調べてもらって、だめなときはだめですから、ここはやめたがいいから、ほかを捜したほうがいいですよとはっきり言います。

それはだめですよと言っていたのがいいですよになってしまうのは、私もうそ言ったようになるし、それはみんなが困るわけですから、市町村計画が仮につくられたとしても、前私は、課長とお話ししたときに、農振、農地法を超えることはないということをはっきり私にはおっしゃったけど、それは間違いなわけですね。はっきりおっしゃってください。

○船越農地・農業振興課長 市町村ごとに例えば農振・農用地という中に含めております。これの基本となりますのが、市町村ごとの農振整備計画、これはいつもはどっちかという憲法みたいな形になっていますけど、農振・農用地あたりで今後とも使っていこうという農地と、そうでない農地とを区別しております。それをあくまでもそういった制約の範囲内で、今回の再生エネ新法もできていくということでございます。

それと、農地転用につきましても、これはあくまで全国一律のルールでございます。当然ですけど、一応県全体のルールということで、これをことごとに、例えば農業委員の皆様方にも説明をしております。実は今月末に、例えば営農発電型と申しましたが上空型の、こういった説明あたりもありますし、逐次いわゆる平等というか、県が市町村内で差がないように当然していきたいと考えていま

す。

○前川収委員 それはやっぱりちゃんとやってももらわないと、あそこの市町村は自分たちの解釈でよかった、ここの市町はだめだったとか言われるのが一番困るわけで、全国統一の話ですよ、これは法律ですから、法だからね。熊本県の解釈と福岡県の解釈は違いますなんて、そんなばかな話も法律上はない。条例であれば県とか市町村単位でいいんでしょうけど、それはやっぱりおかしい話ですから、そこはきちっと自信を持って明確にしてもらっておかなきゃならない。

もちろん、どんな農振地域でも、5年に1回の見直しの中で農振を外すことができたところは、それは農振じゃなかわけですから、それはまたもちろん、そんなことまで言っているわけじゃなくて、そのことを目的として見通しが外れますかと言われたときに、今まで外れないと言ってきたわけでしょう。それは市町村計画が仮にあっても、農振法上外れないと言ってきたわけですから、そこは変わらないはずなんです、私の確認は。変わらないんですね。

○船越農地・農業振興課長 どちらかと申しますと、転用するものにもよるんですけども……

○前川収委員 ソーラーですよ、ソーラー。

○船越農地・農業振興課長 ソーラーにつきましては、ソーラーがあったからといって、例えば農振・農用地から外すことはまず今のところあっていないということです。ないです。

○前川収委員 だから……。

○村上寅美委員 ちょっと委員長。幹事長

が、今前川委員が聞きよるのは、基本的なことは変わらないだろうと。

○船越農地・農業振興課長 はい。

○村上寅美委員 市町村も県が。ここはここはということだけで、県は統一見解で運営していますと一言でよかつたい。そがんだらうたい。そがんせぬなら不公平になるもん。説明は要らぬとたい。今後は一本で、公平に一本で運営していかにかいかにぬとだけん。

○船越農地・農業振興課長 農振法につきましても、農地法につきましても、県全体当然統一基準で公平にやっています。

以上です。

○緒方勇二副委員長 ぜひゾーニングというか、一つのまとまりある農地を今後も保っていただいて、他のほうでは景観をきちんと守っていかにかいかにぬ、湯布院町みたいに条例で制定されるような、そんなことも起きてくるだろうし、各市町村のひとり歩きでそういうことがないようにしていただきたいということ。

それからもう一つなんですが、米政策で結局焼酎米と酒米とかありますね。この辺が、生産調整をやめる、農業再生会議で今後もこれぐらいでいかないといけないんでしょうみたいなことが、多分示されるんだらうというふうには期待はしていますけども、そのときに条件の不利な棚田とか、ああいうところでもし焼酎米とか酒米等が、米粉用米とか飼料用米の生産拡大とか、これにもし該当するんであれば、劇的に私たちは棚田の再生とか、ああいう条件の悪いところでも、私たちは変わるんだらうと期待しているんですけど、どういうイメージされていますか、もしこれに該当してくればですよ。

○山中農産課長 農産課でございます。

酒米、焼酎米につきましては加工用米ということで、今回の米粉用・飼料用米とは違う区分になっておりまして、一部助成はございますけれども、今回の10万5,000円とかいう対象にはなっておりません。

ただ、焼酎米につきましては、県で上乗せ助成をして、食用米並みの所得が出るように支援をしているところでございます。

○緒方勇二副委員長 だから、結局飼料用米とかそっちのほうにシフトしていくんだと思うんです。例えば、建設業の方もたくさん飼料用米を、これはいけますということで皆さんやられるんです。だけど、県も焼酎米に助成していただいております。しかし、今後の考え方として、もしこれに該当してくれれば、モラルハザードの問題もあるかもしれません。ただ、こういうことをやったら、ああいうところが劇的に変わってくるんだろうと思うんですが、何かそういう要望とかしていただければ非常にミズホチカラは今進められていますから……。

○山中農産課長 農産課でございます。委員おっしゃるとおり、加工用米につきましては、米粉用、飼料用について少し金融支援等は薄くなっておりまして、業界からは加工用米に対しても支援が欲しいという話は昨年からあります。これは加工用米の確保自体が非常に難しい状態がありましたものですから、そういうことを含めてやっております。今回複数年契約をすると上乗せ助成があるという制度はできましたけれども、残念ながら米粉用米、飼料用米並みにはなっておりませんので、県の国に対する提案の中では、加工用米に対する支援を手厚くしてほしいということとは上げております。

以上です。

○緒方勇二副委員長 ぜひとも、前、田代委員長の質問の中で、やっぱり霧島酒造が随分500、1,000億でしたか、話も出ましたけど、米焼酎の落ち込みもありますよね、酒造メーカーもたくさんありますけど、何かもっと地域でできたお米できちんとそういう伸ばせる手が、せつかく農政の大転換ですから、この中で何かここへ組み入れられるようなことを、強く今後も要望していただけるのかもしれないんですけど、ぜひお考えをいただければと思います。これは要望にさせていただきます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第8回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長